

令和2年 12 月 14 日

## 訪日外国人観光客コロナ対策PT提言(案)

自由民主党政務調査会  
新型コロナウイルス感染症対策本部

### 1. はじめに

これまで政府は、2020年に訪日外国人観光客4千万人を目標にさまざまな取組を行ってきた。残念ながら今年1月からの新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により訪日外国人観光客は一旦途絶えたが、「アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査 2020年度版」によると、日本はコロナ終息後に訪ねたい国第1位であり、我が国の観光資源の潜在的な魅力は、なお非常に高いものといえる。

来年夏の東京オリンピック・パラリンピックは、今後とも国内の新型コロナウイルス感染拡大防止策の徹底と社会経済活動の両立を行っていくにあたり、その一つの成功の証として、国家的行事として取り組む必要がある。感染拡大防止に資する科学的な知見を元にデジタル技術を活用し、言語・文化などの外国人特有の事情も踏まえ、世界中からアスリートや観客が安心して参画できる大会を実現する。自治体、保健所、医療機関等の感染症対策の負担を軽減し、迎え入れる住民も訪日する外国人観光客も双方とも安心と安全に資する国際的人的往来の基盤を構築することにより、東京オリンピック・パラリンピック終了後のインバウンドの再興に寄与することを目指す。なお、国内の新型コロナウイルス感染対策の徹底は、当然の前提である。

#### (基本的な考え方)

訪日外国人観光客の一連の行動、すなわち入国前、滞在中、そして出国時までの間における感染拡大の恐れがある要因を、デジタル技術を基盤とした関係各機関の連携と協力により統合的かつ個別的に管理して対策を講じ、早期発見・早期対応の実現を通じて“持ち込まない・広げない”感染拡大防止を多重的に図る。加えて、保健所の負担軽減と旅行業や宿泊観光業が安心して外国人観光客を迎え入れる体制を整備する。

その実現のために、新型コロナウイルス感染症に対応するための訪日外国人観光客向けの一元的なサポート窓口である外国人観光客等発熱健康サポートセンター(仮称)を設け、また訪日外国人観光客の健康情報等を管理する入国者健康管理システム(仮称)を整えることで、安心して観光を楽しんでもらうとともに、万一感染が確認された場合の保健所や医療機関の支援を行うこととする。加えて、そのシステムを活用し、旅行業や宿泊観光業からの相談にも応じる機能を持たせる。

### (スケジュール)

来年春には国内及び国外における感染状況を踏まえて、体制を整え、プレイベントを通じて試験的实施・検証を行い、保健所、医療関係者や、各国の在外公館、宿泊観光事業者、運送事業者、飲食店などに広く新しい仕組みを周知し、余裕を持って夏の開催に備える。

## 2. 入国前(水際対策、入国後の行動規制の履行確保)

外務省において、入国者の査証申請時に、①日本入国前の精度管理された検査の陰性証明の取得、②検査の陰性証明が加入の条件となる民間医療保険への加入、③入国後の健康モニタリングを含む感染予防徹底のために COCOA を含む必要な各種多言語対応アプリのインストール及び利用、④日本入国後の感染防止対策の励行を誓約することを査証発給要件とする。その際、WHO・GAVI アライアンスと連携し、訪日外国人に対しワクチン接種を入国以前に実施勧奨することの動向も含めて国際的な動向(コモンパス等検査結果の認証枠組み、ワクチン開発・接種、抗体検査等)にも留意する。また、出入国管理及び難民認定法の第5条に基づいて国または地方公共団体の負担の恐れのある者は入国拒否の対象となり得るものであり、療養その他で医療機関での未収金を発生させた者についても、上記に該当し得ることや、マスク着用や三密の回避などの日本における国内での感染予防対策について、誓約等の際に伝達する。

上記の誓約条件は随時見直しを行うこととし、厚生労働省は公衆衛生学的な見地から必要な支援やアドバイスを行う。

国土交通省は、定期航空協会や関係機関と十分に連携し、誓約をしていない乗客は搭乗させないなど、多段階のチェックポイントとして機能させ、日本国内での感染対策については、政府広報ビデオ等も活用し、フライト搭乗前やフライト内から十分に周知や確認を行う。

なお外務省において各国・地域における感染の状況や PCR をはじめとする検査の精度管理等について、厚生労働省等と連携しつつ定期的に情報共有を行う。内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省等が連携して、国内の感染拡大に繋がることのないよう、感染症危険情報のレベルや水際対策(入国制限や検疫等)の見直しを随時かつ的確に行う。

## 3. 入国時(水際対策)

検疫においては、入国前の滞在国・地域の感染リスクに応じた事前の陰性証明を電子的に確認できる体制を構築する。検疫において必要な検査を行う体制も、より一層強化をする。

出入国在留管理庁においては、検疫と連携し、出国前に民間医療保険に加入することができない事情がある入国者に備え、入国後に加入できる民間医療保険商品を

案内し加入を促す。各種多言語対応アプリのインストールなどを確認、相談できる体制も整備する。

また出入国在留管理庁においては、海外の民間医療保険商品開発について、検査の陰性証明とセットでの商品開発が必要となることを考慮し、在外公館や金融庁とも連携し、求めに応じて適宜必要な情報を提供する。

#### 4. 国内対応(早期発見・早期対応、行動規制)

##### (1) アプリと入国者健康管理システム(仮称)による健康管理・感染予防の徹底

観光庁をはじめとする関係省庁において、入国者が立ち寄る場所にて、マスク着用義務、手指消毒の励行、三密の回避を励行するべく随時注意喚起を行う。

入国者は、入国時にインストールしたアプリにて、WHO で定められている健康観察期間である 14 日間、体調や宿泊場所等を記録し、入国者健康管理システム(仮称)に毎日報告をする。入国者健康管理システム(仮称)は、パスポート番号で個別の情報管理を行う。この入力により、検疫における入国後の公共交通機関の不利用および 14 日間待機の代替措置とする。

入国者健康管理システム(仮称)は、外国人観光客等発熱健康サポートセンター(仮称、後述)や都道府県対策本部、保健所等からも参照可能とし、それぞれの対応についても記録することで統合的に入国者の健康管理を行うクラウドシステムとする。またオリンピック・パラリンピック協議会の各会場においても本システムを参照することとし、適切な健康管理を入場の条件とできるようにする。

なお仮に入国者の陽性が確認された場合、入国者健康管理システム(仮称)の情報は HER-SYS に移され、その後の保健所や医療機関での対応においても活用されるものとする。

接触確認アプリ COCOA については、陽性判明の際、保健所からの番号の通知および本人が番号を入力する手順が陽性者接触通知のボトルネックとなっているという指摘があることを踏まえ、保健所における手順の簡略化やシステム化等の見直し、陽性者への効果的な協力の呼びかけの実施を含め、COCO A がより円滑に機能を発揮するための取り組みを強力に進める。

##### (2) 自治体と外国人観光客等発熱健康サポートセンター(仮称)との連携

今後外国人観光客を迎えようとする各自治体や、オリンピック・パラリンピックにおける海外選手団キャンプのホストタウンにおいては、新型コロナウイルス感染症対策のために設置された協議会も活用する等して、外国人観光客等対策協議会や鳥取県で設置されている「事前キャンプコロナ対策関係者連絡会議」のような会議を設置し、医師会、病院団体、医療機関、薬局、保健所関係者、宿泊観光業者等、救急搬送等の関係者とも状況や対応体制等を共有する。行政の窓口も観光部局・衛生部局で連携して設置することとする。

内閣官房を中心とする関係省庁も、上記の各自治体における外国人観光客等対策協議会等と双方向のコミュニケーションをとり、必要な助言を行うこととする。

観光庁及び厚生労働省において外国人観光客等発熱健康サポートセンター(仮称)を設置し、外国人観光客の健康フォローアップ、健康状態や受診に関する相談受付を一元的に行うとともに、自治体、保健所等の支援を行う。

外国人観光客等発熱健康サポートセンター(仮称)には、医療通訳や医療コーディネータを配置し、入国者健康管理システム(仮称)の情報をもとに、外国人観光客本人や保健所、自治体などの相談に応じ、検査や診療等のサポートを行い、負担軽減を図る。観光庁所管の日本政府観光局(JNTO)が運用している Japan Visitor Hotline と連携をし、新型コロナウイルス感染症対策以外の相談についても円滑に受けられる体制を整える。また電話通訳サービスの提供も行い、自治体や保健所が直接外国人観光客とやり取りを行う支援も行う。

各省庁および自治体は、CIQ、観光地やホテル・旅館や交通機関等において、外国人観光客が各種健康に関する問い合わせや発熱等の際には外国人観光客等発熱健康サポートセンター(仮称)に速やかに連絡するよう、周知を図る。

### (3) 医療機関等の体制確保

2018年の自民党政調・外国人観光客に対する医療 PT の第一次提言(Promoting Healthcare Safety-net For Foreign Tourists PHS-FT)を受け、厚生労働省では外国人受け入れのマニュアル整備、応召義務の整理などを行い、加えて、観光庁と厚生労働省が示した要件に基づき、都道府県によって選出された外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関等の情報をとりまとめ、JNTO のホームページで一元的に表示するなどの取り組みを行い、現在では約 2000 の医療機関が整備をされてきた。今後は、感染症対応の項目も加えた上で、より一層の医療機関整備を行う。

具体的には、厚生労働省において、医療機関における外国人対応のマニュアル作成し支援しているところ、その周知や取り組みを一層行うこととする。医療通訳の配置や医療コーディネータの配置など、外国人対応を行う医療機関の体制整備とその支援を進める。観光地同様に、医療機関や宿泊療養施設等についても、多言語化(電話通訳)やハラル対応をはじめとする食事への配慮、文化的な対応を含む様々な支援も行う。またビザやパスポートに関する取り扱いや、重症患者や遺体の搬送業務、債権回収などの業務は、民間活力を活かしながら自治体と関係機関との緊密な連携のもとに実施できるよう政府は必要な支援を行う。

入院後の外国人観光客の帰国支援等やトラブル発生時については、個別に医療機関が対応するだけでは、現場の医療事務の負担につながる。このため、医療通訳や医療費の交渉等への地方自治体の支援が不可欠であるが、地方自治体は、各国の在外公館との連絡についての知見が十分でない場合等もあるため、外務省において、地方自治体と在外公館の橋渡しを行う。

#### (4) 感染症法上の入院医療費における民間保険優先

感染症法上の措置入院における入院医療費は、公的保険と公費負担(国3/4、都道府県1/4)によってまかなわれており、公的医療保険加入者及び納税者全体で負担を分かち合う仕組みとなっている。一方現在、一般的に公的保険に加入していない訪日外国人が措置入院になった場合には、公費負担のみ、すなわち日本国民の税金のみで入院医療費をまかなっていることが、ダイヤモンド・プリンセス号からの入院者における研究で明らかになっている。感染拡大防止のための隔離という側面があるとはいえ、民間保険により支払い能力が一定担保されている方については、応分の負担を求めることが合理的である。よって厚生労働省は速やかに、感染症法第37条第二項に係る自己負担に関し整理を行うべきである。なお本件は、ビジネスラックで入国に際して医療保険加入を要件としている現状にあつては、オリンピック・パラリンピック開催まで待つことなく早急な対応が必要である。またその際、海外企業も含む民間保険に対する医療費の徴収が医療機関や自治体にとって負担とならないよう支援する仕組みも必要である。

社会医療法人や特定医療法人、認定医療法人、医師会立開放型病院には、自費患者への請求金額は社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることや、社会保険診療収入が全収入の80%(医師会立開放型病院は60%)を超えていることといった制約が課されている。

ただし、訪日外国人の診療に生じる特有の経費(旅行者保険に関連する事務の費用等)や診療に直接関係ないサービス(翻訳料、通訳料等)などは別に徴収することが可能であるため、引き続きその周知を徹底する。

また、訪日外国人向け医療提供体制の整備が必要とされている中で、医療機関が外国人への医療提供を実施することにより、自費患者への医療費の価格設定や、社会保険診療収入外の収入増加の面で不利益を生じないように、整合性を確保するべきである。

#### (5) 観光関連産業の事前対策

観光庁や国土交通省は、宿泊施設、飲食店、公共交通機関等における業種別ガイドラインや一般的ガイドラインに沿った感染予防策の実施を徹底する。ツアーオペレーター品質認証会社も活用する。また有症状者等が発生した場合にどのような対応や措置を行うべきか、旅館業法などに定められている対応を基盤として、業種別やケース別にガイドラインやマニュアルをより充実して整備をし、ウェブを活用したセミナーなどをきめ細やかに開催し周知を行う。厚生労働省と観光庁は、これら宿泊観光業や旅行事業者からの一般的な感染症対策については、業界団体が産業医や感染症専門医や感染管理認定看護師などの助言を活用し問い合わせに応じることができる体制作りを支援する。その際に外国人観光客に説明するにあたり外国人観光客等発熱健康サポートセンター(仮称)の電話通訳サービスなどを活用する。

有症状者や濃厚接触者が発生した場合や感染者が発生した場合の清掃・消毒費用の負担に対する補助も実施する。

#### (6) 外食産業の感染対策の見える化と多言語表示について

飲食店においては、来店客に対するお願い掲示(大声を出さない、マスクの着用等)の多言語化の推進を行い、飲食業の業界ガイドラインに沿った感染予防策の徹底を行う。業界ガイドラインについては、農林水産省関連事業の要件とされ、また、厚生労働省関連の事業や自治体において、独自の感染対策認定マークを発行している。基準は事前に揃えているが、今後は名寄せできるように環境を整え、地図上で重複なく表示されるようオープンデータ化の取り組みを推進し、利用者目線で情報提供が行えるよう内閣官房と各省庁と自治体が連携する。オンライン予約サイト等における店舗の感染症対策の記載及びその多言語化を促進する。その際、地方や中小規模の飲食にも十分配慮した対応をする。

#### (7) 運輸業における対策と支援

各運輸業界においては、感染予防の業界別ガイドラインを作成し、それぞれの輸送特性に応じた対策の徹底に取り組んでいるところであるが、今後は、有症状者や濃厚接触者、感染者が発生した場合のガイドラインなど、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携し、感染症専門医等からの助言も含め、業界団体の取組み支援や相談に対応する体制づくりを推進する。国際航空については、国際線の運航便数の拡大の環境整備に向けて、関係省庁が連携して、関係国との調整を進める。運輸業も国民生活に不可欠な経済社会を支える重要なインフラであることから、それぞれの運輸業が感染症対策並びに労働時間、労働環境など労務管理を行い、労働者が安心して勤務できる環境を整備することの支援を関係省庁が連携して行う。

将来的な課題として、乗客数の規模が航空機と異なり数千単位となること等のクルーズ船の特性を踏まえつつ、海外クルーズ船の受け入れ再開について検討する。その際、国内外の感染状況、検疫検査能力や受入れ自治体における医療提供体制等について留意する。また、関係省庁が連携して、国際海事機関(IMO)における国際ルール作りに向け、クルーズ船の安全確保に向けた国際的な議論を進める。

#### (8) キャッシュレスのより一層の推進

キャッシュレス決済については、非接触であり、料金未回収も防げることから、医療機関、宿泊、外食など全ての場面でその推進と導入に向けた支援を行う。

#### (9) オリンピック・パラリンピック開催時の集中的な自治体・旅行業の支援

オリンピック・パラリンピック開催時期に訪日外国人観光客や選手などの関係者が集中することが想定される地域やホストタウンの自治体に対し、必要に応じて厚生労

働省からサポートチームないしリエゾンを派遣する体制を構築し、丁寧に支援する。関係する職員の検査費用の負担は公費で担保する。

また感染者発生時には HER-SYS への情報連結や所管をまたぐ感染症対応にあたっては、厚生労働省は都道府県を支援し各保健所間の各種情報や疫学調査結果の共有の円滑化を図る。

ホスタウンの対策について、東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局においては、厚生労働省、観光庁、旅行業界及び宿泊関係の団体等と連携し、上記疫学調査等に積極的に協力するとともに、全国均一な対策を行えるようより一層取り組むこととする。海外から参加者が集う大型のイベント開催時には、事前に自治体における会議体と十分に調整を行うなど、感染疑い事例が発生時に初動が遅れないように事前から備えておくことが必要である。

## 5. 出国の陰性証明取得支援

日本人の円滑な出国のための陰性証明取得支援（渡航者と医療機関とのマッチング）については、経済産業省の TeCOT を活用して行われているところ、今後は、外務省・厚生労働省は、外国人観光客の出国時に必要となる陰性証明取得支援について、外国の求める検査の精度の要件について経済産業省の協力を得て整理するとともに、観光庁とも連携し、検査実施のキャパシティにも留意しつつ、外国人観光客の出国時に必要となる陰性証明取得支援を行う。また、外務省は、入国前時点で検査予約をあらかじめ済ませておくよう促す。国内外の検査の精度管理の整合性については、厚生労働省は渡航医学会や民間検査会社と関係省庁と連携しこれを行う。いずれの場合にも本人確認の厳格化を要件とする。価格については自由診療となるが、利用者に不利益となるような価格の高騰などにも注視をする。

## 6. 人材確保

保健師や感染症の専門医や感染管理認定看護師などの専門人材や医療通訳、医療コーディネータ等の人材育成と人材確保について、在留外国人への感染対策についても共通基盤となることから、財政支援も含めて推進する。国家的なイベントに関しての医療従事者の確保に関しては、厚生労働省が運営する Key-Net も活用し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会などの団体や都道府県や東京オリンピック・パラリンピック事務局と連携し、円滑に行えるよう支援する。

(以上)

自由民主党政務調査会  
新型コロナウイルス感染症対策本部  
訪日外国人観光客コロナ対策プロジェクトチーム役員

座長 鶴 保 庸 介

幹事長 橋 本 岳

事務局長 自 見 はなこ

事務局次長 武 井 俊 輔